

令和7年1月1日

医療法人社団 小磯診療所 行動計画

診療所職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を以下のように策定する。

1 計画期間 令和7年1月1日～令和12年12月31日

2 内容 目標①

産前産後休業、育児休業などの制度の周知や情報提供を行う

〈対策〉

令和7年 1月～ 育児休業法に基づく制度などの情報を収集する

令和7年 3月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に周知する

目標②

年次有給休暇の取得促進のための措置を実施(年間取得日6日間以上)

〈対策〉

令和7年 1月～ 職員の年次有給休暇の取得状況の把握

令和7年 2月～ 取得率が低い場合は部署ごとの管理者が改善を行う

令和7年 3月～ 計画的に有給休暇を取得できる環境を整備する

令和7年 5月～ 有給休暇取得状況を確認し、改善を図る